（略）	

	2　N33°15′13″E131°29′03″の地点、N33°05′55″E131°07′57″の地点、N33°03′09″E130°21′04″の地点、N32°49′50″E130°22′18″の地点、N32°44′07″E130°17′35″の地点、N32°27′34″E130°22′15″の地点、N32°25′22″E130°23′06″の地点、N32°25′00″E130°24′44″の地点、N32°19′21″E130°25′14″の地点、N32°03′33″E130°16′44″の地点、N32°18′36″E130°52′45″の地点、N32°24′21″E130°56′24″の地点、N32°52′33″E131°10′48″の地点、N33°07′19″E131°23′55″の地点及びN33°15′13″E131°29′03″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの
（略）	

（航空交通管制業務に関する告示の一部改正）

第二条　航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）				
大村飛行場	長崎空港事務所	飛行場管制業務	長崎タワー	７時45分から21時15分まで。ただし、７時30分から７時45分まで及び21時15分から21時30分までの間は、航空交通の状況に応じて運用する。
	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	７時から22時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
長崎空港	長崎空港事務所	飛行場管制業務	長崎タワー	７時45分から21時15分まで。ただし、７時30分から７時45分まで及び21時15分から21時30分までの間は、航空交通の状況に応じて運用する。

改正前

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）				
大村飛行場	長崎空港事務所	飛行場管制業務	長崎タワー	７時45分から21時15分まで。ただし、７時30分から７時45分まで及び21時15分から21時30分までの間は、航空交通の状況に応じて運用する。
		進入管制業務	長崎アプローチ	７時から22時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	長崎レーダー	
長崎空港	長崎空港事務所	飛行場管制業務	長崎タワー	７時45分から21時15分まで。ただし、７時30分から７時45分まで及び21時15分から21時30分までの間は、航空交通の状況に応じて運用する。